

社会福祉法人デンマーク牧場福祉会
役員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人デンマーク牧場福祉会(以下「この法人」という。)の定款第23条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤理事で使用人としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、理事長及び常務理事に関しては、下表の役員手当を別に支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。

2 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。

3 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とし、別記2「監事の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第6条 常勤役員の報酬並びに費用弁償は、毎月27日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、前日に支払うものとする。

2 非常勤役員の報酬並びに費用弁償は、業務にあたった都度遅延なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第7条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は2017年6月23日から施行する。

この規程は2021年3月1日から改定する。

この規程は2024年4月1日から改定施行する。

この規程は2026年4月1日から改定施行する。

別記1 非常勤理事の報酬

理事：理事会出席の都度、謝金として一人一律5,000円

理事長：出勤の都度、1日一律10,000円

別記2 監事の報酬

理事会又は評議員会出席の都度、謝金として一人一律5,000円

法人又は施設の監査業務に出席の都度、謝金として一人一律10,000円

※別記1及び2の報酬に関しては、源泉所得税控除後とする。

役員手当（常勤理事の場合）

役員名	月額
理事長	150,000円
常務理事	120,000円